| | | | |
|---|---|---|---|
| 租税特別措置法第九十三条第一項第二号 | 準用する法人税法第七十五条第七項並びに特別措置法第二十五条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項 | | |
| 国税通則法第十五条第二項第三号 | 地方法人税 | 地方法人税並びに防衛特別法人税 | |
| 国税通則法第十九条第四項第二号ハ | 還付）の | 還付）若しくは我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の | |
| 国税通則法第十一条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項及び第四十三条第二項 | 地方法人税 | 地方法人税、防衛特別法人税 | |
| 国税通則法第六十五条第三項第二号 | 加算した金額 | 加算した金額（特別措置法第六条第十八号（定義）に規定する中間納付額又は特別措置法第十六条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、これらの金額を加算した金額） | |
| 国税通則法第八十五条第一項及び第八十六条第一項 | 地方法人税 | 地方法人税、防衛特別法人税 | |
| 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第三十六項 | 及び第十項 | 及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この条において「特別措置法」という。）第十八条第一項 | |
| | 同条第四項 | 租税特別措置法第六十六条の七第四項 | |
| | 額及び | 額、 | |
| | 所得地方法人税額 | 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額 | |
| 地方税法第五十三条第三十七項 | 及び第九項 | 及び第九項並びに特別措置法第十八条第二項 | |
| | 同条第三項 | 租税特別措置法第六十六条の九の三第三項 | |
| | 額及び | 額、 | |
| | 所得地方法人税額 | 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額 | |
| 地方税法第五十三条第三十八項 | 控除限度額及び | 控除限度額、 | |
| | 計算した金額 | 計算した金額及び特別措置法第十六条第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 地方税法第五十三条第四十項 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | |
| | | 四　特別措置法第十六条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。） | |
| 地方税法第五十三条第四十一項 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | 三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| | | 四　特別措置法第十六条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| 地方税法第五十三条第四十二項 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | 三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| | | 四　特別措置法第十六条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| 地方税法第五十三条第四十三項 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | 三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）、第三号及び第四号 | |
| | | 四　特別措置法第十六条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。） | |
| 地方税法第五十三条第四十四項 | 三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | 三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| | | 四　特別措置法第十六条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除不足額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。） | |
| 地方税法第三百二十一条の八第三十六項 | 及び第十項 | 及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十八条第一項 | |
| | 同条第四項 | 租税特別措置法第六十六条の七第四項 | |
| | 額及び | 額、 | |
| | 所得地方法人税額 | 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第一項に規定する防衛特別法人税の額 | |